

## 仕様書（案）

件名および別紙 1 は、オークショングループごとに記載内容が異なるため、区と落札者で協議して決定します。

### 1 件名

令和 7 年度 区立施設等の高圧電力の調達（単価契約）

### 2 仕様

需要場所ならびに予定契約電力および予定使用電力量等

別紙 1 のとおり

需給期間

令和 7 年 4 月 1 日 0 : 00 から 令和 8 年 3 月 31 日 24 : 00 まで

需給地点

需要場所を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

供給電力

つぎのアおよびイに掲げる条件を満たすこと。

ア 供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書（FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、J-クレジット、グリーン電力証書等）を付与した電力とし、その比率は100%とする。

契約締結後、供給電力が条件を満たしていることがわかる資料（提供メニューの説明資料等）を速やかに提出すること。

イ 「上記ア」の環境価値は区に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

供給の方法

需要場所で使用する電力を需要に応じて全量供給できるようにすること。

### 3 請求額の算出方法等

請求額の算出方法

毎月の請求額は、つぎのアおよびイに定めるいずれかの方法により算出する。

下記アまたはイについては、落札者決定後、決定した料金体系に合わせていずれかの記載を選択することとなります。

ア 単価固定契約

請求額は、つぎの - 1 から - 4 を合計して得た金額とする。なお、請求額の合計に 1

円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 1 基本料金

ア 通常

基本料金 = 各月の基本料金単価 × 電力使用月の契約電力 ± 力率割引・割増

イ 予備線

予備線基本料金 = 各月の予備線基本料金単価 × 電力使用月の契約電力

予備線基本料金では力率割引・割増は考慮しない。

予備線を使用する施設は、アとイの合算により基本料金を算出する。

- 2 電力量料金

各月の電力量料金単価および環境価値単価に、各需要場所の使用電力量実績を乗じる。

- 3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算出諸元に準ずるまたは受注者が独自に定める公開された算出諸元により算出し、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。ただし、契約期間中に燃料費等調整額に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算出方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には需要場所を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算出する。

単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入する。

容量拠出金の取扱い

各単価には、容量拠出金の負担額を含むものとする。

消費税の取扱い

各単価には、消費税および地方消費税を含むものとする。

単価の変更

国の制度改正等、受注者の責めによらない事由により契約単価等の変更が生じる場合は区と受注者との協議により、必要に応じて変更を行う。

イ 単価変動（市場連動）契約

請求額は、つぎの - 1 から - 4 を合計して得た金額とする。なお、請求額の合計に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 1 基本料金

ア 通常

基本料金 = 各月の基本料金単価 × 電力使用月の契約電力 ± 力率割引・割増

イ 予備線

予備線基本料金 = 各月の予備線基本料金単価 × 電力使用月の契約電力

予備線基本料金では力率割引・割増は考慮しない。

予備線を使用する施設は、アとイの合算により基本料金を算出する。

- 2 電力量料金

電力量料金 = 各需要場所の同日同時刻帯の30分使用量実績 ÷ ( 1 - 損失率 ) × ( 30分ごとのJEPXエリアプライス実績 + スポット取引手数料 + 環境価値 ) + 各需要場所の同日同時刻帯の30分使用量実績 × ( 託送料金 + 小売手数料 )

- 3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、需要場所を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算出諸元に準ずるまたは受注者が独自に定める公開された算出諸元により算出し、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。ただし、契約期間中に燃料費等調整額に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算出方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には需要場所を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算出する。

単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入する。

容量拠出金の取扱い

各単価には、容量拠出金の負担額を含むものとする。

消費税の取扱い

各単価には、消費税および地方消費税を含むものとする。

単価の変更

国の制度改正等、受注者の責めによらない事由により契約単価等の変更が生じる場合は区と受注者と協議により、必要に応じて変更を行う。

契約単価

別紙2 単価内訳書(例)のとおり

|                              |
|------------------------------|
| 単価内訳書の記載内容は、区と落札者で協議して決定します。 |
|------------------------------|

請求額算出根拠の確認

契約締結後、需要場所ごとの使用電力量等、請求額算出に使用した根拠が確認できるWEBページを区へ提供し、アクセス用のID、パスワードを速やかに発行すること。

4 支払請求

受注者は、需要場所ごとに請求書および利用明細を作成する。

受注者は、毎月の請求額を確定したときは、別途区が指定する請求書送付先に対し、紙面または電子媒体により請求書および利用明細を交付する。なお、請求書の送付期日については、別途協議により決定する。

国が電気料金に係る激変緩和対策を実施した場合は、当該対策に応じて値引きを行う。

需給期間の開始時および終了時の料金は、下記のとおりとする。

- ア 開始時は、令和7年4月1日から直後の計量日の前日までの日割り基本料金および電力量料金とする。
- イ 終了時は、令和8年3月の計量日から3月31日までの日割り基本料金および電力量料金とする。

## 5 支払方法

毎月の検査合格後、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 6 留意事項

電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等については、受注者において調整を行う。

受注者は、事故等の緊急時に備えた連絡体制を確立させ、緊急時には、区が別途指定する連絡先へ直ちに報告する。

受注者は、区の求めに応じて非化石証書等の資料を提供する。

本仕様書に定めのない事項については、区と受注者で別途協議のうえ決定する。

## 7 担当

練馬区環境部環境課環境計画推進係 電話 03-5984-4702

## 単価内訳書（例）

仕様書3(1)ア「単価固定契約」の場合。記載内容は区と落札者で協議して決定します。

### 件名 令和7年度 区立施設等の高圧電力の調達(単価契約)

|       | 項目               | 単位      | 単価   |
|-------|------------------|---------|--|
| 基本料金  | 基本料金             | 1kWあたり  |  |
|       | 予備線基本料金          | 1kWあたり  |  |
| 電力量料金 | 電力量料金(夏季)        | 1kWhあたり |  |
|       | 電力量料金(他季)        | 1kWhあたり |  |
|       | 環境価値             | 1kWhあたり | 落札者によって または<br>固定単価を記載<br>環境価値は電力量料金に含める   |
|       | 燃料費等調整額          | 1kWhあたり | 落札者によって または<br>需要場所を管轄する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2号第2号で規定された旧一般電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)による。<br>受注者が独自に定める公開された算定諸元による。(別紙) |
|       | 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | 1kWhあたり | 需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による  |

各単価には、容量拠出金の負担額、消費税および地方消費税を含むものとする。

## 単価内訳書（例）

仕様書3(1)イ「単価変更(市場連動)契約」の場合。記載内容は区と落札者で協議して決定します。

### 件名 令和7年度 区立施設等の高圧電力の調達(単価契約)

|       | 項目               | 単位      | 単価   |
|-------|------------------|---------|--|
| 基本料金  | 基本料金             | 1kWあたり  |  |
|       | 予備線基本料金          | 1kWあたり  |  |
| 電力量料金 | JEPXエリアプライス実績    | 1kWhあたり | 30分ごとのJEPXエリアプライス東京の実績による  |
|       | スポット取引手数料        | 1kWhあたり |  |
|       | 環境価値             | 1kWhあたり |  |
|       | 託送料金             | 1kWhあたり | 落札者によって または<br>需要場所を管轄する一般送配電事業者が託送等供給約款で定める額<br>0.00  |
|       | 小売手数料            | 1kWhあたり |  |
|       | 燃料費等調整額          | 1kWhあたり | 落札者によって または<br>需要場所を管轄する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2号第2号で規定された旧一般電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)による。<br>受注者が独自に定める公開された算定諸元による。(別紙) |
|       | 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | 1kWhあたり | 需要場所を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件による  |
|       | 損失率              | %       | 落札者により または<br>需要場所を管轄する一般送配電事業者が託送等供給約款で定める数<br>0.00   |

各単価には、容量拠出金の負担額、消費税および地方消費税を含むものとする。